

V 交通

V-1 交通機関

1. 電車（JR・私鉄・地下鉄）

乗車券（切符）は必ず自動販売機で買えます。行き先までの料金を料金表で確かめて買います。間違えて買ってしまったときは、改札口を通る前に駅員に取り替えてもらいます。その他、以下のようサービスがあります。

- ・イコカ（ICOCA）：JRで使えるプリペイドカード（ICカード）。乗車前に入金すると、下記ピタパ交通機関を含め、全国のICマークのある鉄道・バスでも使えます。
- ・ピタパ（PITAPA）：JRを除く関西圏の私鉄・地下鉄・ピタパマークがついているバスのポストペイドカード（ICカード）。
- ・定期券・回数券：特定の区間を事前に買うことで割引になります。回数券は11枚セット、定期券は1カ月・3カ月・6カ月のいずれかの期間で買います。

2. 路線バス

路線バスでは、車掌はいません。乗る前にバスの行き先をよく確認しましょう。バスの行き先はバスの前後の窓の上にならべて書かれています。運賃はどこまで行っても同じ場合と距離に応じて金額が変わる場合があります。金額が異なる場合は、乗車時に整理券を受け取ります。運賃表と整理券の番号を確かめて、運賃を降りるときに料金箱に入れます。小銭を用意しておきましょう。降りる時は、バス停のアナウンスがあった後、押しボタンを押して運転手に知らせます。

3. タクシー

タクシーに乗るときは、車が止まりやすい場所で、フロントに赤のランプで「空車」と表示されている車に、手をあげてタクシーを止めます。駅前などにはタクシー乗り場があります。タクシーに乗ったら運転手に行き先をはっきり伝えます。行き先を書いたメモや、地図があれば便利です。料金は距離と時間によって決まります。5,000円札・10,000円札での支払は、おつりがないことがあるので、気をつけましょう。

4. 交通機関での落とし物

- ① JR西日本お客様センター ☎ 0570-00-2486（日本語）（毎日6時～23時）
- ② 大阪市営地下鉄 ☎ 0570-6666-24（日本語）（毎日8時30分～20時）
- ③ 大阪市営バス バス営業所に問い合わせしてください。
- ④ タクシー（大阪タクシーセンター） ☎ 06-6933-5618/9（日本語）（平日9時～17時・土曜日9時～12時）

V-2 自転車

1. 自転車を買う

自転車は自転車店やホームセンターなどで買うことができます。買った店で、防犯登録をしなければいけません。防犯登録料は、1台600円です。

2. 自転車の置き方

自転車は歩行者など他の人の通行の邪魔にならないように置きましょう。特に駅の周りは、条例で自転車を置いてはいけないと決められた場所があります。その場所に置くと、特にお年寄りや目の不自由な方々の駅の利用の邪魔になります。

違反して置くと強制的に自転車を所定の保管場所に移されることがあります。移動されると、保管料や移動料を払わないと自転車を返してもらえない場合があります。撤去後、一定の期間保管されますので、その間に自転車を引き取りに行ってください。自転車を撤去された場所、日時を伝え、自転車を返してもらおう場所や料金、時間を市区町村役場で聞いてください。(⇒付録区-1)

3. 自転車を盗まれたとき

もし、自転車を盗まれたら近くの交番に届け出ましょう。盗難にあった自転車がみつかるとうちから連絡があります。自転車には住所と名前を書いておきましょう。

4. 自転車を拾わない

たとえ自転車が捨ててあっても、それは誰かが盗んで放置している場合があります。自転車の盗難届が出ていた場合、その自転車に乗っているとトラブルに巻き込まれることがありますので、自転車は拾わないようにしましょう。

5. 交通ルール

自転車の通行は車道が原則です。車道は左側端に寄って通行しなければなりません。車と同じように、信号も守らなければなりません。飲酒運転や二人乗りは禁止されています。(ただし、6歳未満の幼児1人を、幼児用乗車装置に乗せて、16歳以上の方が運転する場合を除く)

歩道は通行可の標識などがあるところ以外は原則通行できませんが、車道を通行することが危険な場合は、歩道を通行することができます。その時は、歩道の中央から車道寄りを通行し、歩いている人の邪魔になる時は、一時停止、又は自転車から降りてください。

夜間は必ずライトをつけて乗りましょう。大阪府では携帯電話を使いながらの自転車運転も禁止されています。

平成28年7月1日施行の大阪府自転車条例により、大阪府内で自転車を利用する方は、自転車損害賠償保険に加入しなければなりません。

V-3 運転免許

日本で自動車やバイクを運転するときには、運転免許が必要です。運転するときには、必ず免許証を携帯し、車検証を車両に積まなければいけません。

1. 国際免許

ジュネーブ条約を結んでいる国が発行している国際免許証を使って日本で運転できます。ただし、日本に来てから1年間または国際免許の有効期間のどちらか短い期間だけです。国際免許証は日本で更新手続きはできません。1年以上日本に住む場合は、日本の免許に切替えて下さい。

2. 外国免許の切り替え

あなたが有効な外国の免許を持っていて、かつ、その国の免許をとってから合計して3ヶ月以上滞在（出入国の証印のあるパスポート等、滞在期間を証明する資料が必要となります。）していれば、運転免許試験の決められた科目のうち、一部の試験を受けないで、あなたが持っている種類の日本の免許をとることができます。申請は日本での住所地（滞在先を含む。）を管轄する公安委員会です。大阪であれば、門真運転免許試験場又は光明池運転免許試験場となります。手続きは、書類審査と会話による質問のあと、運転について必要な知識の確認や技能の確認を行い、運転することに問題がないと認められた場合には、免許試験の一部（学科試験、技能試験）を受けないでよくなります。

必要書類は、

1. 外国の運転免許証（交付日の記載がない場合等には、免許の経歴証明が必要です。）
2. 外国の運転免許証の表裏のコピー
3. 外国の運転免許証の日本語による翻訳証明書（取得国在日領事館または日本自動車連盟（JAF）で翻訳したもの）
4. パスポート（更新している場合は古いパスポートも持っていくこと。）
5. パスポートのコピー
6. 国籍が記載された住民票の写し（住民基本台帳法の適用を受けない場合は、パスポートなどと免許申請する住所に滞在していることを証明する書類）
7. 写真1枚（6カ月以内に撮った写真で、縦3cm×横2.4cm、帽子なし、前を向いた、胸から上の写真で、後ろに何も写っていない写真）
8. 筆記具（黒又は青色のボールペン）
9. 手数料

日本語、英語、韓国・朝鮮語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ペルシャ語、ロシア語、タガログ語、タイ語、ベトナム語から選べます。詳しくは、門真運転免許試験場もしくは光明池運転免許試験場にお問い合わせください。

3. 日本の運転免許の新規取得

日本で新しく運転免許をとるには、次の2つの方法があります。

- 運転免許試験場で適性検査、学科試験及び技能試験を受験。合格後、取得時講習を受講する。
- 自動車運転の教習所に通い、内部の技能試験に合格してから卒業後運転免許試験場で、適性検査及び学科試験を受験し合格する。教習所の費用は20万円から30万円程度です。

運転免許試験場

門真運転免許試験場

門真市一番町23番16号

- 京阪電車「古川橋」駅→京阪バス「免許試験場」
- 京阪電車「古川橋」駅から歩いて約20分（約1.5キロメートル）

☎ 06-6908-9121

光明池運転免許試験場

和泉市伏屋町5丁目13番1号

（泉北高速鉄道「光明池」駅から歩いて約5分（約400m））

☎ 0725-56-1881

4. 外国免許の翻訳

外国免許の翻訳は日本自動車連盟（JAF）が有料で行っています。英語の話せるスタッフがいる時もあります。翻訳を頼む時、必要な書類は有効期限内の外国の運転免許証です。

日本自動車連盟関西本部大阪支部（JAF）

茨木市中穂積2-1-5（JR茨木駅下車徒歩約19分）

☎ 072-645-1300

URL <http://www.jaf.or.jp/inter/index.htm>

5. 日本での運転ルール

日本自動車連盟（JAF）が英語、ポルトガル語、中国語、スペイン語、ハンガール語の書籍「交通の教則」

（Rules of the Road）を有料で販売しています。

URL <http://www.jaf.or.jp/inter/manual/index.htm>

V-4 まちで見かける標示や漢字

たてもの <建物>

いり ぐち
入 口

たてもの ばしょ はい
建物や場所に入るところ

で ぐち
出 口

たてもの ばしょ で
建物や場所から出るところ

ひじょうぐち
非常口

かじ きんきゅう とき に でぐち
火事や緊急の時の逃げる出口

かいほうげんきん
開放厳禁

あ
開けたままにはいけません。

こうつう どうろ <交通・道路>

ちゅうりんじょう
駐輪場

じてんしゃ お ばしょ
自転車を置く場所

ちゅうしゃきんし
駐車禁止

ちゅうしゃ ことわ
駐車お断り

くるま
車をとめてはいけません。

と い れ <トイレ>

こうしゅうべんじょ
公衆便所

けしょうしつ
化粧室

べんじょ
便所

て であら
お手洗い

いずれもトイレ

おとこ
男

どのがた
殿方

だんせい
男性

おんな
女

ふじん
婦人

じょせい
女性

た <その他>

こうじちゅう
工事中

たてもの どうろ こうじ
建物、道路などの工事をしています。

しょうかき
消火器

かじ お とき ひ け つか きく
火事が起きた時、火を消すのに使う器具

きんえん
禁煙

たばこを吸ってはいけません

たちいりきんし
立入禁止

はいってはいけません。

きけん
危険

あぶない

ひなんじょ
避難所

じしん たいふう とき に ばしょ
地震や台風などの時に逃げる場所